

外国人の人権を 尊重しましょう



Respect for Foreign National's Rights

理解し合う
ことが大切です



法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会



人権イメージキャラクター
人 KEN まもる君

Respect for Foreign National's Rights

外国人の人権を 尊重しましょう



人 KEN あゆみちゃん

外国人の人権を尊重しましょう

今日、我が国に入国する外国人は長期的に増える傾向にあり、平成25(2013)年は約1,125万人と過去最高となっています。こうした中、言語、宗教、文化、習慣等の違いから、外国人をめぐる様々な人権問題が発生しています。

例えば、外国人であることを理由にアパートへの入居や理容サービスの提供を拒否されるといった事案が生じています。

また、近時、都内等で行われたデモにおいて、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることが、差別意識を生じさせることにつながりかねないものと懸念されています。

2020年の夏季オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市が東京に決まったこともあり、外国人と接する機会は今後益々増加することが予想されます。

法務省の人権擁護機関では、啓発活動の年間強調事項の一つとして「外国人の人権を尊重しよう」を掲げ、年間を通じて、研修会の開催、啓発冊子の配布等の啓発活動を行っています。

外国人に対する偏見や差別をなくしていくため、国民の皆様も、文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重するとともに、お互いの人権に配慮した行動をとるようにしましょう。

外国人の人権問題に関する対応

法務省の人権擁護機関では、外国人の人権に関する啓発活動のほか、外国人であることを理由とした差別などの人権問題について、法務局職員や人権擁護委員（法務大臣から委嘱された民間の人たち）が相談に応じています。

また、法務局では、人権侵害の疑いのある事案について、必要に応じ、事実関係の調査を行い、これを踏まえた適切な措置を講ずることにより、被害の救済や予防を図っています。これらの調査や措置に強制力は

ありませんが、関係者の協力を得ながら、身近に起こる人権問題について簡易・迅速・柔軟な解決を目指す取組を行っています。

なお、英語や中国語などの通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を、特定の法務局（東京、大阪、神戸、名古屋、広島、福岡、高松、松山）において曜日指定して開設し、相談に応じています。

（詳細は <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>）

● 外国人に対する理容サービス拒否事案 ……………

外国人から申告があり、調査を開始した事案であり、申告内容は、理容店で理容サービスの提供を受けようとしたところ、外国人であることを理由に理容サービスの提供を拒否されたというもの。

調査の結果、理容店の店長は、外国人に対しては一律

に理容サービスの提供を拒否するとの方針の下、申告者に対しても理容サービスの提供を拒否したことが認められた。そこで、店長に対し、理容サービス提供の在り方について改善に努めるよう説示した。

人権に関する問題でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。

みんなの人権 110番 0570-003-110

子どもの人権 110番 0120-007-110

女性の人権 ホットライン 0570-070-810

インターネット人権相談受付窓口

インターネット人権相談

パソコンから <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

携帯から <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

●法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/>

●人権啓発活動ネットワーク協議会ホームページ <http://www.moj.go.jp/jinkennet/>

●人権啓発デジタルコンテンツ http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00041.html

●人権ライブラリー <http://www.jinken-library.jp/>



QRコード